

平成29・30年度  
競争入札参加資格審査申請の手引き

物	品	販	売	等
印	刷	請	負	
業	務	委	託	
(建設工事に係るコンサルタント業務 ・土木施設維持管理業務は除く)				
賃	貸	借	業	務
建	設	資	材	

- 1 申請書の提出に当たっては、この手引きをよく読んで正確に記入し、誤りや記入漏れのないようにしてください。  
なお、申請書及び添付書類に、故意に虚偽の記入をしたときは、入札参加資格を取り消します。
- 2 建設工事、設計・調査・測量及び土木施設維持管理については、別途、電子入札共同システムによる申請となります。
- 3 12ページを参照の上、申請業種を選択してください。申請は6業種までとなります。
- 4 受付期間  
平成28年11月21日（月）～12月22日（木）（12月22日の消印有効）
- 5 提出方法  
申請書類等を封筒（A4版用）に折らずに入れて郵送してください。  
また、封筒の表面に赤字で「物品申請書在中」と明記してください。
- 6 この手引きには、申請後に住所や代表者などが変更になった場合の手続きについて記載されていますので、資格の有効期間中は大切に保存しておいてください。

**越谷・松伏水道企業団**

総務課庶務担当

〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

TEL 048-966-3931（内線259）

## I 申請案内

### 1 申請にあたっての注意事項

#### (1) 事業所単位の申請について

申請については、「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「事業所単位（本店、支店又は営業所等）」で申請してください。

※代理人を置く事業所が申請する場合は、委任状（様式2）を併せて提出してください。

#### (2) 営業許可等について

許可、登録等が必要となる業務において、必ず有効なものであるか確認のうえ申請を行ってください。申請後に許可切れ等が判明した場合は、登録をいたしません。

#### (3) 納税状況及び納税証明書について

申請にあたっては、「消費税及び地方消費税「個人：その3の2」又は「法人：その3の3」のいずれか」について「未納がない」ことが要件となります。また、越谷市内又は松伏町内の事業所が申請を行う場合は、越谷市又は松伏町の「法人市・町民税又は市・町民税」の直近1事業年度分についての完納が要件になります。

#### (4) 使用印鑑について

申請書の「使用印」については、平成29年4月1日以降に見積書や入札書及び契約書等に使用する印鑑を押印してください。スタンプタイプの簡易印鑑（いわゆるシャチハタ印）は不可とします。

#### (5) 土地鑑定評価業務の取り扱い

土地鑑定評価に係る業務については、原則として、「設計・調査・測量」に登録し、かつ「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）」に基づく不動産鑑定の登録を行っている業者から選定しますので、希望される方は、建設工事等に係る申請受付での手続きをお願いします。

#### (6) 会社の代表者と代理人について

越谷・松伏水道企業団では、代理人がその会社の代表者と同一人であることを認めておりません。委任する場合は、会社の代表者以外の方で、当該事業所を代表すべき方に委任し、申請してください。

#### (7) その他

①入札参加資格登録は、当該業務の受注を保証するものではありません。

②入札参加資格者又は入札参加資格者の役員等について、暴力団関係該当の有無を所轄の警察署に照会する場合があります。

③登録期間において、参考見積書の作成を依頼する場合がありますが、この依頼は、無料でご協力をお願いするものです。もし対応ができない場合でも、そのことを理由として、不利益な取扱いとなることはありません。また、ご協力をいただいた場合においても、対象案件の契約に結びつく性格のものではありません。

## 2 資格審査申請対象者

### (1) 申請対象者

平成29・30年度において、越谷・松伏水道企業団が締結する「(2)対象契約」に掲げる契約の競争入札等（随意契約の見積書提出等を含む）の入札参加資格者名簿に登録を希望する方が対象となります。

### (2) 対象契約

平成29・30年度において、越谷・松伏水道企業団が締結する下記に掲げる契約の競争入札等（随意契約の見積書提出依頼等を含む）に参加を希望する方は、必ず競争入札参加資格審査申請をしてください。

ア 物品の買い入れ又は売払い契約

イ 印刷製本の請負契約

ウ 各種業務の委託契約（建設工事に係るコンサルタント業務・土木施設維持管理業務は除く）

エ 各種賃貸借契約

オ 建設資材の買い入れ契約

※申請業種の詳細については、12ページの「コード表」を参照

## 3 申請できない方

(1) 次のいずれかに該当する方は、申請できません。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する方（なお、被補助人、被保佐人又は未成年であつて、契約締結のために必要な同意を得ている方等は除きます。）

②登録、免許、許可等を営業の要件としている業種について、当該登録、免許及び許可等を受けていない方

③申請日前2年間において、振り出した小切手又は手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている方

④施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項において準用する第167条の4第2項の規定に該当する方

⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為、談合行為その他の不正行為等により、越谷・

松伏水道企業団競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から 3 年間経過していない方

- ⑥消費税及び地方消費税、法人市・町民税（個人の場合は市・町民税）が未納な方

#### 4 申請受付

##### (1) 受付方法

越谷・松伏水道企業団総務課庶務担当（下記）まで必要書類を揃え、封筒（A4 版用）に折らずに入れて郵送してください。また、封筒の表面に赤字で「物品申請書在中」と明記してください。

申請書類の様式は、越谷・松伏水道企業団のホームページに掲載します。

**※基本的に、持参での受付はいたしません。**

※提出書類に不備、不足がある場合は、こちらから電話連絡し、再提出していただくこととなりますので、提出の際は確認をお願いします。

越谷・松伏水道企業団総務課庶務担当

住所：〒343-8505 埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目 5 番 22 号

- (2) 受付期間 **平成 28 年 11 月 21 日（月）から 12 月 22 日（木）まで**  
(12 月 22 日の消印有効)

##### (3) 提出部数

申請書類一式は、「様式 1」は正副 2 部（副はコピーでも可）、そのほかの書類は 1 部を提出してください。

（「副」には受付印を押印し、控えとして審査結果とともに返送いたします）

##### (4) 提出時の提出書類の形態

提出書類は、A4 に統一して作成し、本申請の手引き 4 ページの「申請書及び添付書類一覧」の番号順に並べ、そのままホッチキスやクリップ等で留めたり、フラットファイルで綴じたりせずに封筒（A4 版用）に入れて提出してください。

- ・ただし、様式 1 (副本含む)はホッチキスで綴じてください。
- ・最初からホッチキス留等されている書類はそのままかまいません。
- ・「様式 1」の副本は正本の次に並べてください。

#### 5 審査結果等

##### (1) 審査結果

平成 28 年度中に、同封していただく封筒にて審査結果を郵送します。

##### (2) 資格の有効期限

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

## II 申請書及び添付書類の提出について

### 1 申請書及び添付書類一覧

No.	書類名	説明(頁)
1	競争入札参加資格審査申請書(様式1) ※正副2部提出(副はコピーでも可)	5
2	委任状(様式2) ※代理人を置く事業所が申請する場合のみ	6
3	身分(元)証明書の写し ※個人事業者のみ:申請日前3か月以内	6
4	後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書(被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)の写し ※個人事業者のみ:申請日前3か月以内	6
5	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し ※法人事業者のみ:申請日前3か月以内	7
6	組合員名簿(様式3) ※中小企業等協同組合のみ	7
7	直近1年分の決算書又は確定申告書の写し	7
8	税務署の発行する納税証明書の写し:申請日前3か月以内 (個人「その3の2」又は法人「その3の3」のいずれか1部)	7
9	法人市・町民税又は市・町民税の納税証明書の写し(1年分) ※越谷市又は松伏町の事業所で申請する場合のみ:申請日前3か月以内 個人:平成27年度分 法人:申請日直前の1事業年度分	8
10	登録・免許・許可等証明書又は通知書の写し ※登録・免許・許可等を要件とする業務を申請する方	8
11	審査結果通知用封筒(1通) ※長形3号(又は洋長形3号)で、92円切手を貼り、送付先を記入したもの。	8

### 2 申請の単位

「事業所単位(例:本店、支店、営業所等)」で申請してください。

本店と支店で申請業務を分けて申請を希望する場合は、それぞれの事務所で申請書の提出が必要となります。

また、会社としての情報(例:営業年数等の情報)については、申請する事業所全て同じ情報を記入するようにしてください。

### Ⅲ 申請書及び添付書類の作成について（記入要領）

#### 【記入及び提出に関する注意事項】

- (1) 全ての情報については、作成日現在の情報を記入してください。
- (2) 全ての書類については、できるだけデータを入力して印刷されることを希望しますが、手書きでも結構です。
- (3) 申請書様式は、エクセルのバージョンやプリンタの種類により、出力のされ方が異なる可能性があります。出力した際に、印刷がずれる場合は、同様式の PDF 版を越谷・松伏水道企業団のホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認いただき、適宜余白等を修正して出力し、提出していただくようお願いいたします。

#### 1 競争入札参加資格審査申請書（様式 1）

- (1) 日付は、作成日について、平成 28 年 11 月 21 日から 12 月 22 日の間の日付を記入してください。
- (2) 「申請者」は、申請する事業所の名称（支店や営業所名）やその代表者の職名、氏名を記入してください。
- (3) 「登録対象者（本社、本店、個人等）」欄
  - ① 貴社又は代表となる本社等の情報を記入してください。
  - ② 「E メールアドレス」については、会社の代表的なものがあればそれを記入し、ない場合は営業担当部署又は営業担当者のもを記入してください。
- (4) 「申請事業所（代理人）情報」欄
  - ① 代理人を置く場合は、当該欄に事業所に関する情報を記入してください。
  - ② 「社印」は、契約時に代表者印と合わせて社印（角印等）を使用する事業者の場合に押印ください。
- (5) 申請業種情報
  - ① 申請業種は、6 業種まで申請（登録）できます。
  - ② 「コード」欄には、1 2 ページの「コード表」を参照し、申請する業種の番号を数字で記入してください。
  - ③ 「名称」は、1 2 ページの「コード表」を参照し、申請する業種の名称を記入してください。  
※エクセルで入力する場合は、「コード」に数字を入れると、「名称」が記入されるようにしてあります。

④「備考」欄は特に使用しなくて結構ですが、貴社の得意分野や、業務を請け負う際の特記事項等がありましたらご記入ください。ただし、「その他の業務」を申請する場合は、その内容について具体的に記入してください。

(6)「経営状況等」欄

①「営業年数」は、申請業務のうち、営業年数の長いものを記入してください。

②「従業員数」には、非常勤の役員等を除いた人数を記入してください。

(7)「直近1か年の売上高」欄

①申請をする時点の直前の決算の売上高及び当該申請業種にかかる売上高について記入してください。

(8) 営業担当連絡先（申請事業所）

①申請事業所における、当企業団の営業担当者の情報について記入してください。

(9) 申請担当連絡先

①この申請内容について問い合わせる際の問合せ先担当者の情報について記入してください。行政書士等が窓口となる場合は、その行政書士等の情報についてご記入ください。

## 2 委任状（様式2）

・代理人が申請する場合に、必要事項を記入して提出してください。

## 3 身分（元）証明書の写し

・ 個人事業者のみ提出してください。

・ 申請日前3か月以内の代表者のもので、現状を反映しているもの（本籍地の市町村で発行）としてください。

## 4 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）の写し

・ 個人事業者のみ提出してください。

・ 申請日前3か月以内の代表者のもので、現状を反映しているものとしてください。

《参考》東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8226 千代田区九段南1-1-15（九段第2合同庁舎）4階

TEL：03-5213-1360（直通）

※ 窓口申請であれば、各法務局又は地方法務局戸籍課でも可

## 5 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

- ・ 法人のみ提出してください。
- ・ 申請日前3か月以内のもので、現状を反映しているものとしてください。
- ・ 「登記情報提供サービス」により取得した登記情報で代用することはできません。

## 6 組合員名簿（様式3）

- ・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需確保法及び同法施行令に規定する組合）のみ提出してください。
- ・ 越谷・松伏水道企業団に入札参加資格審査申請を行う組合員についてのみ記入してください。
- ・ 記入する組合員は上記に該当する全組合員を対象とします。
- ・ 組合員名が個人の場合は個人名を、企業の場合は企業名を記入してください。

## 7 直近1年分の決算書又は確定申告書の写し

- ・ 申請時点で直近の決算のものを提出してください。（決算手続きが完了しているもの）
- ・ 連結決算を採用している場合も、単体の財務諸表を提出してください。
- ・ 法人 ⇒ 貸借対照表、損益計算書  
個人 ⇒ 所得税確定申告書控え、財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の写し、申告決算書（青色申告決算書等）等  
※ e-TAXご利用の方は貸借対照表の数字について任意様式をご提出ください。

## 8 税務署の発行する納税証明書の写し

（個人「その3の2」、法人「その3の3」の種類いずれか1部）

- ・ 個人事業者の場合、証明書は「その3の2：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」の形式です。



- ・法人の場合、証明書は「その3の3：法人税、消費税及び地方消費税」の形式です。
- ・全業者が対象です。
- ・申告先の税務署の発行したもので、申請日前3か月以内のもの
- ・免税事業者であっても、必ず提出してください。
- ・消費税又は納税証明書の請求方法については、申告先の税務署へ問い合わせてください。

※未納の場合は、申請を受理しません。

## 9 法人市・町民税又は市・町民税の納税証明書の写し（1年分）

- ・越谷市内・松伏町内に事業所があり当該事業所で登録申請する場合は提出してください。
- ・越谷市・松伏町が発行したもので申請日前3か月以内のもの（完納されていること）  
（「法人」：申請日直前の1事業年度分、「個人」：平成27年度分）
- ・非課税事業者は非課税証明書の写しを提出してください。

※未納の場合は、申請を受理しません。

## 10 登録・免許・許可等証明書又は通知書の写し

- ・登録・免許・許可等を要件とする業務を申請する場合は、証明書又は通知書の写しを提出してください。
  - ・必要な「登録証・許可証」がない場合、当該業務の申請はできません。
- ※登録証・許可証が必要な業務については、例として13ページに一覧を掲載しましたので参照してください。

## 11 審査結果通知用封筒（1通）

審査結果を通知するためのものとして、封筒1通（大きさは、長形3号又は洋長形3号）に92円切手を1枚貼り、宛名に、結果の送付先となる郵便番号、住所、会社名及び部署名等を記入しておいてください。

## IV 申請後の注意事項

### 1 申請後の変更について

申請受理後は、基本的に内容を変更することができませんので、誤りのないよう記入してください。申請書提出以降、平成29年4月1日までに情報の変更等があった場合は、入札（見積）参加者名簿が有効となった日（平成29年4月1日）以後に変更申請を行ってください。

### 2 登録された情報の変更について

申請後、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに必要な書類を添えて、競争入札参加資格者変更届を提出してください。

	変更事項	添付書類
1	商号又は名称（法人）	・登記事項証明書又はそれを証する書類の写し（変更日が確認できるもの）
	商号（個人）	・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）
2	本店・主たる営業所の所在地（法人）	・登記事項証明書又はそれを証する書類の写し（変更日が確認できるもの） ・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要）
	住所・主たる営業所の所在地（個人）	・許可（登録）行政庁に提出した変更届の写し（受理印のあるもの）（許可（登録）を有しない場合は不要） ・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（上記変更届がない場合のみ）
3	代表者（法人）	・登記事項証明書又はそれを証する書類の写し（変更日が確認できるもの）（委任状、身分（元）証明書は不要）
	代表者の役職名又は氏名の改名等（法人）	
	事業主の改名（個人）	・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の写し（変更後のもの）
4	本店・主たる営業所等の電話・FAX番号・電子メールアドレス	・変更届のみ
5	代理人	・委任状
	代理人の改名	・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）の写し（変更後のもの）
6	代理人の役職名	・委任状
	代理人を置く営業所等の名称・所在地	・届出使用印鑑に役職名が入っている場合は、使用印鑑
7	代理人を置く営業所等の電話・FAX番号・電子メールアドレス	・変更届のみ
8	許可（登録）の有無（登録部門の変更を含む）	【許可（登録）切れなど】・変更届のみ
		【許可（登録）取消など】・許可（変更）取消通知書などの写し
		【許可（登録）取得など】・許可（登録）通知書（証明書）などの写し
9	使用印鑑	・変更届のみ

※登録業種（業務）の全部又は一部を取り消す場合は、変更届を提出してください。  
相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、  
入札参加資格を承継しようとする場合や、個人業者の事業主を変更する場合は、承継  
申請書を提出してください。詳しくは、総務課へお問い合わせください。

### 3 参加資格の抹消について

(1) 入札参加資格者が次に掲げる事項に該当するときは、その者の入札参加資格を抹消します。

- ①施行令第 167 条の 4 又は第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 の規定に該当する者となったとき。
- ②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合で極めて悪質であると企業長が認めるとき。
- ③刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると企業長が認めるとき。
- ④金融機関から取引を停止されたとき。
- ⑤事業主の死亡又は法人の解散から 90 日を経過したとき。
- ⑥入札参加資格の抹消を申し出たとき。

(2) 入札参加資格者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者の当該業務（業種）について入札参加資格を抹消します。

- ①入札参加資格を得ている業種について、営業を廃止したとき。
- ②当該業務（業種）について入札参加資格の抹消を申し出たとき。
- ③営業に関して必要な登録、免許及び許可等の取り消しを受けたとき。

(3) 入札参加資格者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者の入札参加資格を抹消することがあります。

- ①入札参加資格審査申請書又は添付書類に虚偽の記載をしたとき。
- ②経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ③変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき。
- ④営業停止命令、営業の休止又は官公需適格組合としての証明を得られない者となったことについての届け出を怠ったとき。
- ⑤変更届、承継申請書又はそれらの添付書類に虚偽の記載をしたとき。

#### 4 名簿の公開について

入札参加資格者の名簿については、平成29年4月以降に公表します。

#### 5 債権者登録について

越谷・松伏水道企業団では、契約事業者への納品又は業務完了後の支払いにあたり、債権者登録をさせていただいています。当企業団の債権者登録をされていない事業所については、当企業団のホームページを参照いただき、申請書と併せて債権者登録に必要な書類についても提出していただくようお願いいたします。

《参照》 <http://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/6,0,35.html>

## ○業種コード表

業種コード	申請業務名称	該当業務
001	建設資材	
002	水道用資材等	
003	計量・計測機器	量水器等
004	工業・理化学薬品	次亜塩素、検査薬品等
005	文房具・紙・事務用品	
006	OA 機器(IT 関連機器・用品)	機器の保守を含む
007	家具・インテリア用品	木製、鋼製
008	雑貨・金物・園芸	
009	家電・通信・放送機器	機器の保守を含む
010	衣料品・寝具	作業着、長靴等
011	車両の販売・修理	車検等
012	消防・防災(用品・機器・設備)	災害用備蓄飲料水等。機器の保守含む
013	燃料	
014	書籍	
015	医薬品・防疫剤	殺虫剤、除草剤等
016	医療・福祉関連機器	
017	幕・旗・記章等	
018	看板	
019	理化学機器	水質検査機器等
020	厨房機器	
021	交通安全器具	カラーコーン、安全バー等
022	不用品買受	
023	その他の物品	
024	印刷 (※注)	広報誌、パンフレット、製本、伝票等
025	調査・計画	水質検査、分析、環境調査等
026	建物設備保守点検	エレベーター、消防設備、電気主任技術者等
027	建物・施設総合管理	浄配水場、庁舎の総合管理等
028	電話交換業務	
029	清掃業務	保守含む
030	廃棄物処理	収集運搬、処理等
031	警備業務	機械警備、人的警備
032	運搬業務	旅客運輸、旅行斡旋等
033	電算業務	システム開発・保守・管理、データ入力等
034	広告代理業務	新聞折込を含む
035	料金徴収業務	
036	リース・レンタル	ファイナンスリースを含む
037	イベント・催事	企画・運営・会場設営等
038	人材派遣・研修	
039	保険業務	施設賠償、損害保険等
040	その他の業務	

(※注)「印刷」を申請する場合は、印刷設備を有し、自社で印刷が可能なことが要件となります。  
一括再委託は認めておりません。

## 申請に必要な登録証・許可証の例

※この表は、登録に必要な登録証・許可証の例を一覧にしたものです。申請業務に必要な登録・許可等については、申請者においてよく確認の上、写しを添付してください。  
 なお、登録・免許・許可等を営業の要件としている業種について、その許可証等の写しの添付がない場合や虚偽の申請をした場合には、登録を抹消することがあります。

業種コード	業種	業務例	登録証・許可証	関係法令
4	工業・理化学薬品	工業用薬品	毒物劇物販売業登録票の写し	毒物及び劇物取締法第4条
8	雑貨・金物・園芸	塗料	毒物劇物販売業登録票の写し	毒物及び劇物取締法第4条
11	車両の販売・修理	車検・車両修理	自動車分解整備事業認証書の写し	道路運送車両法第78条
13	燃料	ガソリン、軽油、灯油、重油	石油製品販売業届出又は揮発油販売業登録証の写し	石油の備蓄の確保等に関する法律第24条又は揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条
13	燃料	ガス類	液化石油ガス販売事業登録又は高圧ガス製造許可又は高圧ガス販売事業届出の写し	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条又は高圧ガス保安法第5条及び第20条の4
15	医薬品・防疫剤	一般用薬品 医療用薬品	薬局等医薬品販売業許可証の写し 又は薬局開設許可証の写し	薬事法第4条及び第24条
15	医薬品・防疫剤	殺虫剤、除草剤	毒物劇物販売業登録票の写し	毒物及び劇物取締法第4条
16	医療・福祉関連機器	管理医療機器 高度管理医療機器 救急自動車積載資機材	管理医療機器販売業届出書の写し 又は高度管理医療機器等販売許可証の写し	薬事法第39条及び第39条の3
22	不用品買受	鉄・非鉄屑、機械、自転車、 自動車、紙類、OA機器等	古物商許可証の写し	古物営業法第3条
25	調査・計画	水質検査	水質検査機関登録証の写し	水道法第20条の2から第20条の4
26	建物設備保守点検	消防設備保守	消防設備点検資格者第1種及び第2種 又は消防整備士甲種又は乙種第1・4・5類 及び乙種第6類の免状の写し	消防法第17条の3の3
26	建物設備保守点検	消防設備保守及び修繕	消防整備士甲種又は乙種第1・4・5類 及び乙種第6類の免状の写し	消防法第17条の5
26	建物設備保守点検	電気主任技術者委託	電気主任技術者の免状の写し	電気事業法
28	電話交換業務	人材派遣	労働者派遣事業許可又は(旧)一般労働者派遣事業許可の写し	労働者派遣法第5条
29	清掃業務	浄化槽清掃	越谷市長又は松伏町長の浄化槽清掃業許可証の写し	浄化槽法第35条
29	清掃業務	浄化槽保守	埼玉県知事の浄化槽保守点検業登録証の写し	浄化槽法第48条
29	清掃業務	貯水槽清掃保守	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証の写し	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2
30	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬	越谷市長又は松伏町長の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
30	廃棄物処理	産業廃棄物収集運搬	埼玉県知事の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条
30	廃棄物処理	産業廃棄物処分	都道府県知事等の産業廃棄物処分業許可証の写し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条
30	廃棄物処理	特別管理産業廃棄物収集運搬	埼玉県知事の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4
30	廃棄物処理	特別管理産業廃棄物処分	都道府県知事等の特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4
31	警備業務	機械警備	機械警備業届出書の写し	警備業法第40条
31	警備業務	人的警備	警備業認定証の写し 埼玉県公安委員会の営業所の届出書の写し (埼玉県外に本店を有する場合のみ)	警備業法第4条 警備業法第9条
35	料金徴収業務	人材派遣	労働者派遣事業許可又は(旧)一般労働者派遣事業許可の写し	労働者派遣法第5条
36	リース・レンタル	レンタカー	自家用自動車有償貸渡業の許可証の写し	道路運送法第80条及び道路運送法施行規則第52条
38	人材派遣・研修	一時派遣	労働者派遣事業許可又は(旧)一般労働者派遣事業許可の写し	労働者派遣法第5条